

NISA制度の見直しについて（令和2年度改正）

	新NISA	つみたてNISA
	(いずれかを選択)	
年間の投資上限額	<p>二階 102 万円 一階 20 万円</p> <p>〔原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる〕</p>	40 万円
非課税期間	<p>二階 5 年間 一階 5 年間</p> <p>(一階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能)</p>	20 年間
口座開設可能期間	令和6年(2024年)～令和10年(2028年) (5年間)	平成30年(2018年)～令和24年(2042年) (2023年まで20年間の積立確保)
投資対象商品	<p>二階 上場株式・公募株式投資信託等(注) 一階 つみたてNISAと同様</p> <p>〔例外として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない〕</p>	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)
投資方法	<p>二階 制限なし 一階 つみたてNISAと同様</p>	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	<p>(単位：万円)</p> <p>※つみたてNISAへのロールオーバー可</p> <p>※現行一般NISAからのロールオーバー可</p>	<p>(単位：万円)</p> <p>(注)同時に開設可能な最大年数</p>

(備考)「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。

(注)高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。